

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和元年12月6日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法・不当であると主張している。

1 審査請求書記載の主張（記載のママ）

発達期までに知的障害の状態にあったと思う。

通院先の〇〇の担当医師からも上記の診断がある。

2 反論書記載の主張の要旨

処分庁による弁明書の記載内容には、誤りないし不十分な箇所があり、請求人の知的障害の実情を適切に反映したものとなっていない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 3月27日	諮問
令和2年 8月 7日	審議（第45回第2部会）
令和2年 8月19日	審議（第46回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で、東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請し

なければならないとしている。

この場合において、要綱 3 条 4 項及び 4 条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 3 項は、同条 1 項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4 度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1 度（最重度）」から最も軽度である「4 度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に

基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ 66と判定されており、これは個別判定基準表における4度相当「4度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）」に相当すると記載されている。

イ 「知的能力」について

請求人は、面接等当日、持ち物を自分できちんと整理して持参している。加えて、請求人の陳述によれば、自らADHDを疑い、その診断のために学校の成績表があった方がよいことを病院のホームページで知り、成績表を入手しておいたこと、現在の生活に関して、寝ていることのほか、辞書を引きながら読書をし、たまに図書館に行くこと、作家の〇〇氏の作品を愛好していること、調子のよい時には精神障害者保健福祉手帳によるサービスを利用して美術館に行くこと、健康面に配慮して食生活を整え、体調改善につなげていること、自ら生活保護費の管理をしていること（この点は同席の区職員からも確認している。）があるという。

また、面接等当日の知能検査終了後、請求人に対し、自身の18歳のころとの比較について尋ねると、記憶がかなり衰えたこと、計算ができなくなったこと等を語っている。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ウ 「職業能力」について

請求人の陳述によれば、高等学校在学中に、〇〇店で接客のアルバイト、20歳ころには〇〇の仕事、21歳ころには〇〇のアルバイトに従事していたところ、うつのため短期間で辞めたこと、また、22歳のころ短期で〇〇のアルバイトをしたが、覚えが悪く、人から「頭に障害があるのでは」と言われたという。

なお、請求人は、23歳からは障害基礎年金を、平成25年からは単身で生活保護をそれぞれ受給し、現在は就労していない。

以上のことから、請求人の職業能力については、知的障害によるものとは認めがたいものの、21歳まではうつのため短期で仕事を辞め、精神不調から仕事に就けない点を踏まえ、「4度（単純労働は可能であるが、時に助言等が必要）」に相当すると記載されている。

エ 「社会性」について

請求人は、本件申請に関し、自ら電話して面接等の予約をとり、その際、予約受付の担当者の指示に従って、自ら区職員に面接等への同行を依頼し、当日は現地待合せの上同行している。

また、請求人が持参した中学1年時の成績表には、「班長として、自然教室でのオリエンテーリングや、クラスでの話し合いの際など、班員をまとめてくれています。」との記載があり、さらには、20歳ころには友人がいたとの陳述がある。

なお、請求人は、面接等の予約の際持ち物として指示された診療情報提供書について、主治医は請求人の知的障害については否定気味であるため「書けない」と言われたと述べて

いる。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」について

請求人は、面接等において、成育歴や日常生活状況などほとんどの陳述を自ら行い、服薬内容について、リーマスはリチウム中毒のため変わる予定などと説明し、また、会話の中では、習得しても忘れてしまう、どうにか成績保ったと発言し、小学生レベルの会話では通常用いられない言葉を使用している。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

請求人の陳述によれば、請求人にはアレルギー性皮膚炎とアトピーがあるところ、独立して自ら食生活に気を付けるようになって以降、改善したとあり、その他身体的な病歴についての発言はなかった。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」について

請求人の陳述によれば、平成25年から生活保護を受給しながら単身生活を続けているところ、双極性障害の診断により精神障害者保健福祉手帳2級を所持しており、服薬治療が必要な状態が長期間継続している。

以上のことから、「4度（日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。）」に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」について

請求人の陳述によれば、両親や弟からDV（家庭内暴力）を受けており、平成25年からDVに伴う支援措置や生活保護を受けて単身生活を続けている。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、「4度」は3項目（知的測定値、職業能力、日常行動）が相当するとされ、「非該当」は5項目（知的能力、社会性、意思疎通、身体的健康、基本的生活）が相当すると記載されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「双極性障害（手帳非該当）」と、心理学的所見欄には「CA32」、「MA10：6」、「IQ66（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「知的障害に起因する日常生活上の支障は認められない。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことは明らかであるから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、前記第3のとおり、本件処分が違法、不当である旨主張しているものと解される。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のことから、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行ってきた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)